



umios

第82期 定時株主総会 招集ご通知

- 開催日時** ● 2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）
- 開催場所** ● 東京都港区高輪二丁目21番2号
THE LINKPILLAR 1 SOUTH B2F
TAKANAWA GATEWAY
コンベンションセンター
LINKPILLAR ホール
（会場が前期と異なっておりますので、
末尾の会場ご案内略図をご参照いただき、
お間違いのないようご注意ください。）
- 決議事項** ● 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員
である取締役を除く。）
8名選任の件

Umios株式会社

（証券コード：1333）

株主総会ご出席株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を2026年6月24日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当社グループでは、2026年3月1日にグループ理念体系を更新し、「パーパス」を目指し、「ミッション」を実践するために大切な価値観として「バリューズ」を新たに決めました。また、理念を実践する基盤となる基本ルールとして、これまでのグループ行動指針を「行動規範」として再定義いたしました。

中期経営計画「For the ocean, for life 2027」の初年度となる2025年度は、消費者起点のバリューサイクルの強化やグローバル展開の深化をはじめ、持続的なタンパク質の提供と健康価値の創造に向けた各種施策を着実に推進してまいりました。

世界的に資源環境や社会構造が大きく変化する中であっても、当社グループは事業基盤の強化と付加価値創出を通じて企業価値の向上に取り組むとともに、持続可能な社会の実現への貢献を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月3日

代表取締役社長執行役員 安田 大助



■Umiosグループ理念体系



For the ocean, for life
—海といのちの未来をつくる—

私たちは誠実を旨とし、
本物・安心・健康な「食」から広がる
豊かな暮らしとあわせに貢献します。

- ① JOY - 喜び - みんなの喜びと幸せを「食」から広げていこう。
- ② PIONEER - 開拓者 - まだ見ぬ景色を、みんなで共に見に行こう。
- ③ SUSTAINABILITY - 持続可能性 - 地球に「ありがとう」と言われる仕事を。
- ④ SINCERITY - 誠実 - 海に敬意を、人に誠意を、仕事に熱意を。
- ⑤ EXPERIENCE - 経験 - 受け継ぐ。磨き上げる。未来へつなぐ。

安全・品質／品格／労働／人権／情報／社会貢献／環境

(証券コード：1333)
2026年6月3日

株 主 各 位

東京都港区高輪二丁目21番2号
U m i o s 株 式 会 社
取締役社長 安 田 大 助

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第82期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.umios.com/jp/corporate/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、「銘柄名（会社名）」欄に「Umios」又は「コード」欄に当社証券コード「1333」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、「議決権行使のご案内」に従って、書面（議決権行使書用紙）又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所	東京都港区高輪二丁目21番2号 THE LINKPILLAR 1 SOUTH B2F TAKANAWA GATEWAY コンベンションセンター LINKPILLAR ホール （会場が前期と異なっておりますので、末尾の会場ご案内略図をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。）
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第82期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第82期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件</p>

以 上

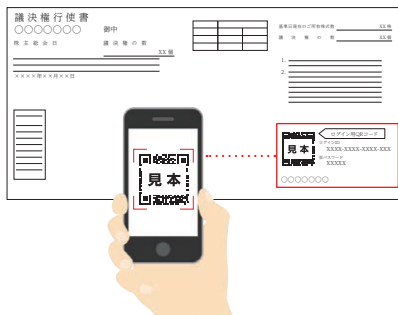
-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「会社法に基づく内部統制体制及び運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象となった書類の一部であります。
 - ◎書面（郵送）とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案に賛成として取り扱うことといたします。
 - ◎電子提供措置事項に、修正をすべき事項が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

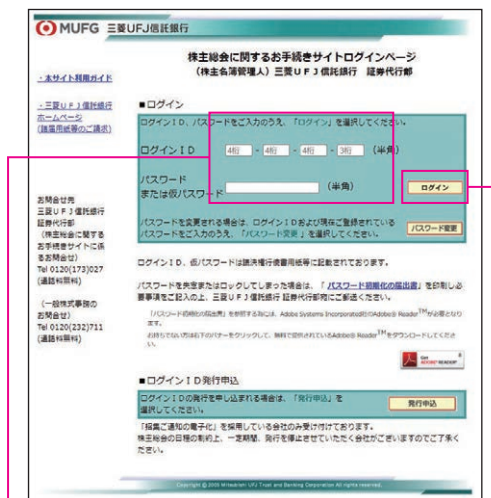


インターネットによる議決権行使で、操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第82期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

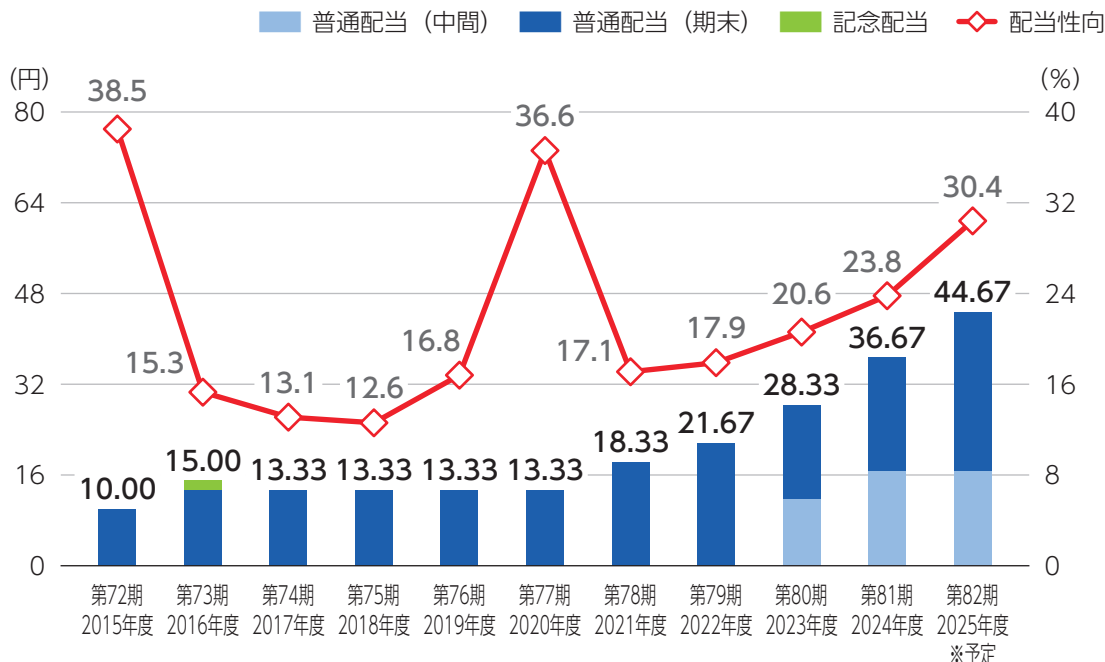
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき28円 総額4,245,020,304円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日

(ご参考) 1株あたり配当金推移と配当性向



※当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

上記配当額の推移は、第72期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たりの配当額」を算定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

本議案は、株主総会及び取締役会の運営における柔軟性を確保することを目的として、株主総会及び取締役会の議長について、あらかじめ取締役会において定めた取締役が務めることができるよう変更するものであります。なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。	第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役の中から選定された <u>議長1名</u> が招集し、その議長となる。
② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。	② <u>議長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。	第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役の中から選定された <u>議長1名</u> が招集し、その議長となる。
② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。	② <u>議長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員が任期満了となります。

また、取締役廣嶋精一氏は、2026年3月31日付で辞任により退任いたしました。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	性別	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	いけ み 池 見	まさる 賢 再任	男性	代表取締役会長 最高経営責任者（CEO） Umios推進部統括	100% (18回/18回)
2	やす だ だい すけ 安 田 大 助	再任	男性	代表取締役社長執行役員 最高執行責任者（COO） マーケティング部門長 マーケティング部、開発部 担当	100% (14回/14回)
3	こ かし さとし 小 梶 聡	再任	男性	取締役専務執行役員 加工食品セグメント長、生産部門長 生産企画部 担当	100% (14回/14回)
4	こ せき よし たか 小 関 仁 孝	新任	男性	常務執行役員 最高財務責任者（CFO） コーポレート部門長 DX推進部、中央研究所、 ロジスティクス部 担当	—
5	おく だ かつ え 奥 田 かつ 枝	再任	社外 独立	女性 社外取締役	100% (18回/18回)
6	との いけ よし こ 外ノ池 佳 子	再任	社外 独立	女性 社外取締役	100% (18回/18回)
7	ブラッドリー エドミスター Bradley Edmister	再任	社外 独立	男性 社外取締役	100% (18回/18回)
8	たか まつ のぶ ひこ 高 松 信 彦	再任	社外 独立	男性 社外取締役	100% (18回/18回)

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 独立役員候補者

(注) 安田大助氏及び小梶聡氏の実任後には、2025年6月25日就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号

1

いけ み まさる
池見 賢

1957年12月22日生



再任

●所有する当社の株式数

24,900株

●取締役会への出席状況

100%
(18回／18回)

●略歴、当社における地位

1981年 4月 当社入社
2008年 4月 株式会社マルハニチロ食品海外部長
2009年 4月 株式会社マルハニチロホールディングス海外業務部部长役
2011年 4月 同社執行役員
2014年 4月 当社執行役員
2014年 6月 当社取締役
2017年 4月 当社常務執行役員
2017年 6月 当社取締役（現）
2019年 4月 当社専務執行役員
2020年 4月 当社代表取締役社長
2026年 4月 当社代表取締役会長（現）

●担当

最高経営責任者（CEO）
Umios推進部統括

●取締役候補者とした理由

入社以来、主に海外事業に従事し、株式会社マルハニチロ食品海外部長等を経て、2014年6月から2016年6月まで当社取締役、2017年4月から当社常務執行役員、2017年6月から当社取締役（現職）、2019年4月から当社専務執行役員、2020年4月から当社代表取締役社長、2026年4月から当社代表取締役会長（現職）を務め、当社グループ経営全体の監督及びガバナンス強化を担っており、当社における豊富な業務経験と経営・事業戦略、グローバル経営、サステナビリティ、人事・人材開発及びDX・知財に関する業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

同氏の取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年（過去の取締役在任年数を含めた通算年数は11年）となります。

候補者番号

2

やす だ だい すけ
安田 大助

1961年9月2日生



再任

●所有する当社の株式数

14,000株

●取締役会への出席状況

100%
(14回／14回)

●略歴、当社における地位

1985年4月 当社入社
2014年4月 当社水産第一部長
2020年4月 当社執行役員
2022年4月 当社常務執行役員
2025年4月 当社専務執行役員
2025年6月 当社取締役（現）
2026年4月 当社代表取締役社長執行役員（現）

●担当

最高執行責任者（COO）
マーケティング部門長、マーケティング部、開発部

●取締役候補者とした理由

入社以来、主に水産事業に従事し、当社水産第一部長等を経て、2022年4月から当社常務執行役員、2025年4月から当社専務執行役員、2025年6月から当社取締役（現職）、2026年4月から当社代表取締役社長執行役員（現職）を務め、当社グループの経営戦略、事業ポートフォリオ管理、投資判断等の業務執行を担っており、当社における豊富な業務経験と経営・事業戦略、グローバル経営、研究・開発及びDX・知財に関する業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

同氏の取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者番号

3

こ かし さとし
小梶 聡

1961年5月30日生



再任

●所有する当社の株式数

32,000株

●取締役会への出席状況

100%
(14回／14回)

●略歴、当社における地位

2003年4月 株式会社ニチロ入社
2013年4月 株式会社マルハニチロ食品 商品技術開発部長
2014年4月 当社商品技術開発部長
2019年4月 当社執行役員
2022年4月 当社常務執行役員
2025年4月 当社専務執行役員（現）
2025年6月 当社取締役（現）

●担当

加工食品セグメント長、生産部門長、生産企画部

●取締役候補者とした理由

入社以来、主に食品事業に従事し、当社商品技術開発部長等を経て、2022年4月から当社常務執行役員、2025年4月から当社専務執行役員（現職）、2025年6月から当社取締役（現職）を務めており、当社における豊富な業務経験と経営・事業戦略、グローバル経営及び研究・開発に関する業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

同氏の取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者番号

4

こせき よしたか
小関 仁孝

1966年6月6日生



新任

●所有する当社の株式数

11,400株

●取締役会への出席状況

—

●略歴、当社における地位

1991年4月 株式会社大洋シーフーズ入社
2021年4月 当社事業企画部長
2023年4月 当社執行役員
2025年4月 当社常務執行役員（現）

●担当

最高財務責任者（CFO）
コーポレート部門長、DX推進部、中央研究所、ロジスティクス部

●取締役候補者とした理由

入社以来、主に経営企画、事業企画等の管理部門に従事し、当社事業企画部長等を経て、2025年4月から当社常務執行役員（現職）を務め、財務報告の適正性の確保、資金調達、IR、投資管理、リスクマネジメント等の財務に関する業務を統括し、財務の最高責任者としてグループの財務健全性の維持向上を推進しており、当社における豊富な業務経験と経営・事業戦略、サステナビリティ、法務・リスク、財務・会計、人事・人財開発、研究・開発及びDX・知財に関する業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

おく だ か つ え
奥田 かつ枝

1963年12月28日生



再任 社外 独立

●所有する当社の株式数
2,800株

●取締役会への出席状況
100%
(18回/18回)

●略歴、当社における地位

1986年4月 三菱信託銀行株式会社入社
1997年9月 株式会社緒方不動産鑑定事務所入所
2000年11月 同社取締役
2006年4月 東京地方裁判所民事調停委員（現）
2009年4月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科兼任講師
2012年11月 イオン・リートマネジメント株式会社投資委員会外部委員（現）
2017年11月 株式会社九段緒方ホールディングス代表取締役
2018年3月 ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人執行役員
2018年6月 株式会社セレスポ社外監査役
2018年7月 株式会社九段都市鑑定代表取締役
2021年6月 当社社外監査役
2021年10月 株式会社シーアールイー社外取締役
2022年6月 株式会社セレスポ社外取締役（現）
2022年12月 株式会社九段緒方総合鑑定代表取締役（現）
2023年6月 当社社外取締役（現）

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に不動産鑑定業務を通じて豊富な経験と優れた見識を有し、また複数の企業で培われた会社経営の知見に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。また、同氏が再任された場合には、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は5年となります。

候補者番号

6

と の いけ よ し こ
外ノ池 佳子

1971年1月26日生



再任 社外 独立

●所有する当社の株式数

61,200株

●取締役会への出席状況

100%
(18回/18回)

●略歴、当社における地位

1997年4月 検事任官
2021年6月 明治大学法制研究所講師
2021年6月 大東通商株式会社社外取締役
2021年11月 弁護士登録
2021年11月 南木・北沢法律事務所入所客員弁護士
2023年6月 当社社外取締役（現）
2023年10月 南木・北沢法律事務所パートナー弁護士（現）
2026年4月 出入国在留管理庁難民審査参与員（現）

●重要な兼職の状況

弁護士

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として法令遵守の知見を有し、公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏が再任された場合には、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

候補者番号

7

ブラッドリー

エドミスター

Bradley Edmister

1974年3月7日生



再任 社外 独立

●所有する当社の株式数

0株

●取締役会への出席状況

100%
(18回/18回)

●略歴、当社における地位

- 1999年 9月 Sullivan&Cromwell法律事務所入所
- 2000年 2月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2007年 4月 Milbank, Tweed, Hadley & McCloy法律事務所入所
- 2008年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科講師（現）
- 2009年10月 Ropes & Gray法律事務所入所パートナー弁護士
- 2011年 9月 Morgan, Lewis & Bockius法律事務所入所パートナー弁護士
- 2023年 2月 Hogan Lovells法律事務所入所パートナー弁護士
- 2023年 6月 当社社外取締役（現）
- 2025年 3月 Venable法律事務所入所パートナー弁護士（現）

●重要な兼職の状況

米国ニューヨーク州弁護士

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

米国ニューヨーク州弁護士としての長年の活動を通じて、M&A、プライベート・エクイティ、ジョイントベンチャーなどクロスボーダーM&A分野における豊富な経験と優れた見識を有していることから、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

候補者番号

8

たか まつ のぶ ひこ
高松 信彦

1955年6月2日生



再任 社外 独立

●所有する当社の株式数
9,700株

●取締役会への出席状況
100%
(18回/18回)

●略歴、当社における地位

- 1979年 4月 新日本製鐵株式會社入社
- 2008年 4月 同社知的財産部長
- 2011年 4月 同社執行役員
- 2012年 4月 同社顧問
ウジミナス社執行役員
- 2014年 8月 同社副社長執行役員
- 2016年 4月 新日鐵住金株式会社（現 日本製鐵株式会社）常務執行役員
ウジミナス社取締役
- 2017年 4月 新日鐵住金株式会社（現 日本製鐵株式会社）顧問
トピー工業株式会社専務執行役員 社長補佐
- 2017年 6月 同社代表取締役社長
- 2023年 6月 同社取締役会長
- 2024年 4月 同社取締役相談役
- 2024年 6月 同社相談役
- 2024年 6月 当社社外取締役（現）

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり大手鉄鋼メーカーで技術開発業務、知的財産業務、経営企画等を経験した後に、国際的に事業を展開する自動車部品・鉄鋼メーカーにおいて代表取締役社長として経営に携わる等、グローバルな会社経営の知見を有し、豊富な経験と優れた見識に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。また、同氏が再任された場合には、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、Bradley Edmister氏及び高松信彦氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、Bradley Edmister氏及び高松信彦氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しており、当社は、奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、Bradley Edmister氏及び高松信彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は、後述ページに記載のとおりであります。
4. 当社と奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、Bradley Edmister氏及び高松信彦氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、Bradley Edmister氏及び高松信彦氏が社外取締役に再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。取締役候補者が選任又は再任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、2026年10月に更新する予定であります。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役のスキル・マトリックス (予定)

役 職	氏 名	主な専門性・バックグラウンド							
		経営・ 事業戦略	グローバ ル経営	サステナ ビリティ	法務・ リスク	財務・ 会計	人事・ 人財開発	研究・ 開発	DX・ 知財
代表取締役会長	池 見 賢	●	●	●			●		●
代表取締役 社長執行役員	安 田 大 助	●	●					●	●
取締役 専務執行役員	小 梶 聡	●	●					●	
取締役 常務執行役員	小 関 仁 孝	●		●	●	●	●	●	●
社外取締役	奥 田 かつ枝	●			●	●			
社外取締役	外ノ池 佳 子	●			●				
社外取締役	ブラッドリー エドミスター	●	●	●	●				
社外取締役	高 松 信 彦	●	●	●				●	●
社外取締役 (常勤監査等委員)	大 野 泰 一	●				●			
社外取締役 (常勤監査等委員)	木 村 吉 男	●				●			
取締役 (常勤監査等委員)	山 寄 睦		●			●			

(ご参考)

<社外役員の独立性判断基準>

当社は、以下の事項に該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しております。

- ① 当社グループの主要取引先の業務執行者。なお、主要取引先とは、その取引金額が当社グループ又は取引先（その親会社及び重要な子会社を含む）の連結売上高の2%を超える取引先をいう。
- ② 当社グループの主要借入先の業務執行者。なお、主要借入先とは、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している借入先をいう。
- ③ 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ④ 当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている者又はその業務執行者
- ⑤ 上記①から④までに過去2年間において該当していた者
- ⑥ 上記①から④に該当する者が、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準ずる権限を有する業務執行者である場合、その者の配偶者又は二親等以内の親族

以 上

(ご参考)

■ 株式分割の実施

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と流動性向上を目的として、2025年12月31日を基準日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しました。

- ・分割比率 (1:3)
- ・基準日 (2025年12月31日)
- ・効力発生日 (2026年1月1日)

< 1株あたり配当金 >

分割前	分割後
中間 (2025年9月末) 50円	中間 (2025年9月末) 16.67円
期末 (2026年3月末) 84円 (予定)	期末 (2026年3月末) 28円 (予定)

■ 株主優待制度 (新社名記念) の導入

株主の皆様への日頃のご支援に感謝し、新社名「Umios」の認知向上と新パーパス「For the ocean, for life -海といのちの未来をつくる-」への理解促進を目的として、中期経営計画期間 (2026年3月期~2028年3月期) の3年間限定で、株主優待制度を導入いたします。

<対象となる株主様>

中期経営計画の期間中である2026年、2027年、2028年3月末現在の当社株主名簿に記載又は記録された100株以上を保有されている株主様

<2026年3月期の内容>

保有株数	優待品※
100株~499株	UmiosオリジナルQuoカード 500円分
500株~999株	当社商品3,000円相当
1,000株以上	当社商品5,000円相当

※オリジナルQuoカード対象の方は本招集ご通知に同封しております。

※500株以上保有の株主様へは、お申し込み用のご案内チラシを同封しておりますのでご確認ください。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

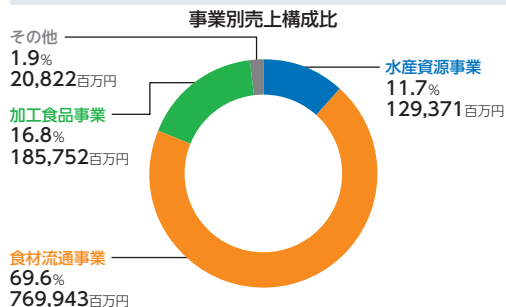
1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、景気は緩やかな回復傾向となりました。一方、緊迫化している中東情勢の影響によりエネルギー価格が上昇し、物価上振れが個人消費を下押しするリスクが高まっております。また、米国の通商政策をめぐる動向や金融資本市場の変動など、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは2025年度から2027年度までの3カ年を対象とするグループ中期経営計画「For the ocean, for life 2027」の初年度をスタートいたしました。消費者起点の連携による持続可能な価値創造の仕組みを、各エリアのニーズに合わせて展開するために長期経営ビジョンを再定義し、「バリューサイクルの構築」、「グローバル戦略の推進」、「「挑戦と共創」の企業文化の醸成」に取り組んでおります。

その結果、売上高は1,105,890百万円（前期比27,259百万円、2.5%増）、営業利益は31,191百万円（前期比809百万円、2.7%増）、経常利益は31,251百万円（前期比1,003百万円、3.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は22,182百万円（前期比1,082百万円、4.7%減）となりました。



(単位：百万円)

	売上高	前期比	営業利益	前期比
■ 水産資源事業	129,371	1.4%増	2,445	—
■ 食材流通事業	769,943	2.5%増	15,777	12.5%減
■ 加工食品事業	185,752	3.3%増	10,074	27.7%減
■ その他	20,822	3.2%増	3,722	10.8%減
■ 全社	—	—	△828	—
計	1,105,890	2.5%増	31,191	2.7%増

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 当期より、一部の事業につき、報告セグメントの区分を変更しており、前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

水産資源事業

売上高構成比
11.7%

水産資源事業は、国内外で漁業を行う漁業ユニット、国内において主にクロマグロ、ブリ、カンパチの養殖を行う養殖ユニット、北米を事業拠点とし、北米の豊富な水産資源を背景とした水産物の加工・販売を展開する北米ユニットから構成され、中期経営計画で掲げた「持続可能な事業の選択と集中」に基づき、不採算事業の構造改革、グローバルでの川下戦略を強化しております。

当期は、構造改革（操業効率の改善と一部事業の撤退、北米生産拠点の統合）、生産改善効果（高水温対策、プロダクトミックスの最適化）及び販売増加（養殖魚、スケソウダラ製品）が貢献し、全体として増収増益となりました。

以上の結果、水産資源事業の売上高は129,371百万円（前期比1.4%増）、営業利益は2,445百万円（前期は営業損失3,899百万円）となりました。

売上高 (単位：百万円)

127,638 129,371

第81期 2024年度 第82期 2025年度

営業利益 (単位：百万円)

2,445

-3,899 第81期 2024年度 第82期 2025年度



Austral社メロ新船 (Austral Odyssey号)



ニュージーランド事業新船 (Takapo号)



ブリ



スケソウダラ水揚・選別



カニカマ製品



食材流通事業

売上高構成比
69.6%

食材流通事業は、国内外にわたり水産物の調達・市場流通も含む販売ネットワークを持つ水産商事ユニット、多様な業態に対して水産商材や業務用商材の製造・販売を行う食材流通ユニット、国内外の畜産物及び農産物を取り扱う農畜産ユニットから構成され、グループにおける原料調達力、加工技術力、食材提供力を結集して業態ニーズに応える商品を提案しております。

当期は、国内外における水産物の販売単価上昇や主力商品の収益性を高めたことに加え、2025年5月に取得した欧州子会社の収益も貢献し、増収となりました。一方で、コスト増を補いきれなかったほか、輸入冷凍豚肉の価格変動の影響により、減益となりました。

以上の結果、食材流通事業の売上高は769,943百万円（前期比2.5%増）、営業利益は15,777百万円（前期比12.5%減）となりました。

売上高 (単位：百万円)

751,063 769,943

第81期
2024年度 第82期
2025年度

営業利益 (単位：百万円)

18,021 15,777

第81期
2024年度 第82期
2025年度



水産物（トラウト塩焼）



水産物（うなぎ）



業務用商材（鮭のたたき）



業務用商材（メディアケア食品）



農産物（かにかま入り野菜ミックス）



畜産物（カナダ産チルド豚ロース）



加工食品事業

売上高構成比
16.8%

加工食品事業は、国内外において家庭用冷凍食品・缶詰・フィッシュソーセージ・ちくわ・デザート・調味料・フリーズドライ製品・ペットフード等の製造・販売を行う加工食品ユニット、化成品の製造・販売を行うファインケミカルユニットから構成されております。

当期は、ペットフード事業（タイ）における北米向け販売や医薬品向け素材の販売が堅調に推移し、増収となりました。一方で、国内加工食品における価格改定後の販売計画未達、原材料高値水準及びコスト増により減益となりました。

以上の結果、加工食品事業の売上高は185,752百万円（前期比3.3%増）、営業利益は10,074百万円（前期比27.7%減）となりました。

売上高 (単位：百万円)

179,751 185,752

第81期 第82期
2024年度 2025年度

営業利益 (単位：百万円)

13,928 10,074

第81期 第82期
2024年度 2025年度



冷凍食品 (WILDish 焼豚五目炒飯)



缶詰 (月花さばトマト煮)



ゼリー
(フルーツエ ちよっと贅沢 みかん)



ペットフード
(メディケアキャット)



精製藻類油 (DHA)

(2) 設備投資等の状況

当社グループは、既存分野において優位性のある事業を更に確固たるものとし、成長分野に経営資源を集中させることを目的として、水産資源事業、食材流通事業を中心に全体で28,973百万円の設備投資を実施いたしました。

水産資源事業においては、大洋エーアンドエフ株式会社において、海外まき網漁船を建造、Austral Fisheries Pty Ltd.において、はえ縄漁船を建造するなど、海外における漁獲・供給体制の強化を目的に12,471百万円の設備投資を実施いたしました。

食材流通事業においては、株式会社デリカウェアにおいて、新潟工場を改修するなど、生産・供給体制の強化を目的に5,681百万円の設備投資を実施いたしました。

加工食品事業においては、当社において、群馬工場の冷凍庫を改修するなど、生産・供給体制の強化を目的に4,642百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、経常的な資金調達に加え、調達手段の多様化及び財務の安定化に対応するため、2025年9月2日に、第4回無担保社債18,000百万円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境については、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の上昇や物流の混乱、米国の通商政策をめぐる動向が世界経済に与える影響、金融資本市場の変動リスク等、引き続き予断を許さない状況が継続するとともに、10年、100年先を見据えると当社グループを取り巻く環境はさらに予測困難性が高まるものと考えております。

このような状況のもと、当社グループは以下を主要な課題と捉えております。

- ・ 環境的、経済的に持続可能性の高い事業への選択と集中
- ・ 収益安定・向上のための事業構造改革及び川下戦略強化
- ・ 食材流通、加工食品領域における海外展開の強化
- ・ 国内の生産拠点最適化へ向けた取組みの加速

当中期経営計画期間においては、事業セグメント毎のテーマ及び事業方針を明確に定めた上で、各課題の解決に取り組んでまいります。

また、長期的には、当社グループの強みの源泉である「資源調達力」、「加工技術力」、「食材提供力」という3つの強みを、消費者起点のバリューサイクルによって持続的な価値創造につなげた上で、その仕組みを国内外各エリアのニーズに合わせ「グローバル」に展開することで、「持続的なタンパク質の提供」と「健康価値の創造」を実現してまいります。

次期の連結業績は、売上高1,110,000百万円（前期比0.4%増）、営業利益32,000百万円（前期比2.6%増）、経常利益30,000百万円（前期比4.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益15,000百万円（前期比32.4%減）を見込んでおります。

各事業の対処すべき課題

当社グループは、「海」を起点としたソリューションカンパニーであり、同種の事業を同じ視点で評価できる組織体系を構築し、バリューチェーンの強化を図るため、事業セグメントである「水産資源」、「食材流通」、「加工食品」の3つを報告セグメントとしております。

なお、次期における事業ユニットの編成については、主に販売機能の集約・強化を目的として、「水産資源」の養殖ユニットに属する販売機能の一部を「食材流通」の水産商事ユニットへ移管いたします。

各事業の対処すべき課題は次のとおりであります。

～水産資源事業～

水産資源事業は、持続可能な資源調達へ向けて事業の選択と集中を進め、構造改革を推進してまいります。また、川下戦略を推進して付加価値を向上させ、バリューサイクルの強化と収益のボラティリティを軽減してまいります。

スケソウダラ等の主力商材相場や米国におけるカニカマ消費は概ね堅調に推移する予想ですが、地政学的リスクによる燃油価格の高騰に加え、生産コスト（飼料費・原材料費・人件費など）や物流コストのさらなる上昇が想定されるため、引き続き事業環境の変化を注視しながら対応してまいります。

～食材流通事業～

食材流通事業は、グローバル戦略を推進し、これまで以上に海外展開を強化してまいります。グループにおける川下戦略を牽引する役割を担い、グローバルでの食材流通網の拡大を積極的に図ってまいります。

欧州では当期に取得した子会社の利益が寄与する見込みですが、商材価格は総じて高値圏で推移するとみられ、地政学的リスクによる原材料・エネルギー価格の高騰とあわせ、厳しいコスト環境の継続が想定されるため、引き続き事業環境の変化を注視してまいります。

～加工食品事業～

加工食品事業は、国内市場の変化に対応した生産体制を継続して検討するとともに、DHAなど

を活用した差別化戦略で競争優位性を強化してまいります。

ペットフード事業は引き続き堅調に推移する見込みですが、地政学的リスクに伴う原材料・エネルギーコストの上昇など、事業環境の変化を注視してまいります。

当社グループは「For the ocean, for life -海といのちの未来をつくる-」をパーパス＝組織を牽引していく最上位概念として定め、海を起点とした価値創造力で食を通じて人も地球も健康にする「ソリューションカンパニー」への変革を目指してまいります。

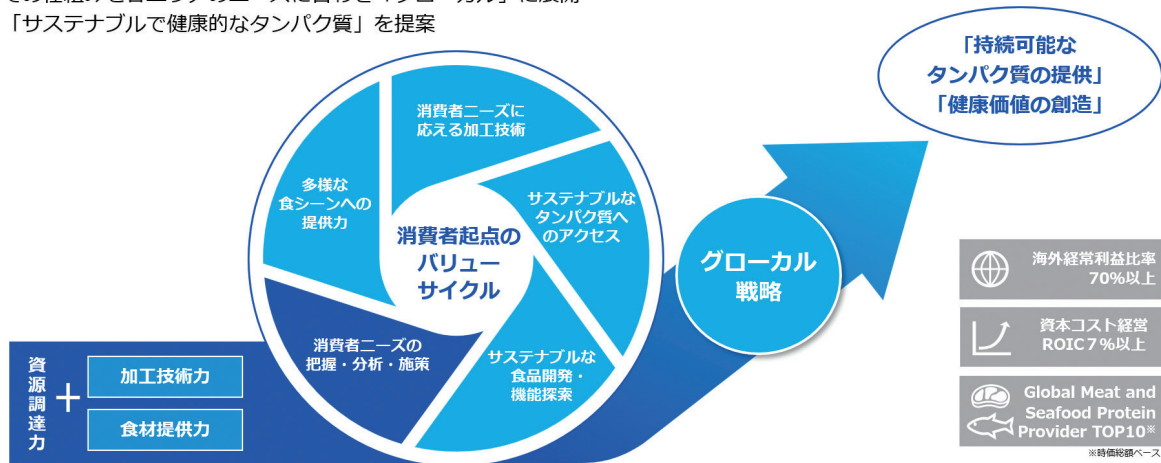
また、こうした事業活動の前提として、当社グループは「私たちは誠実を旨とし、本物・安心・健康な「食」から広がる豊かなくらしとあわせに貢献します」を当社グループが果たすミッションと定め、全員で共有し、実践してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

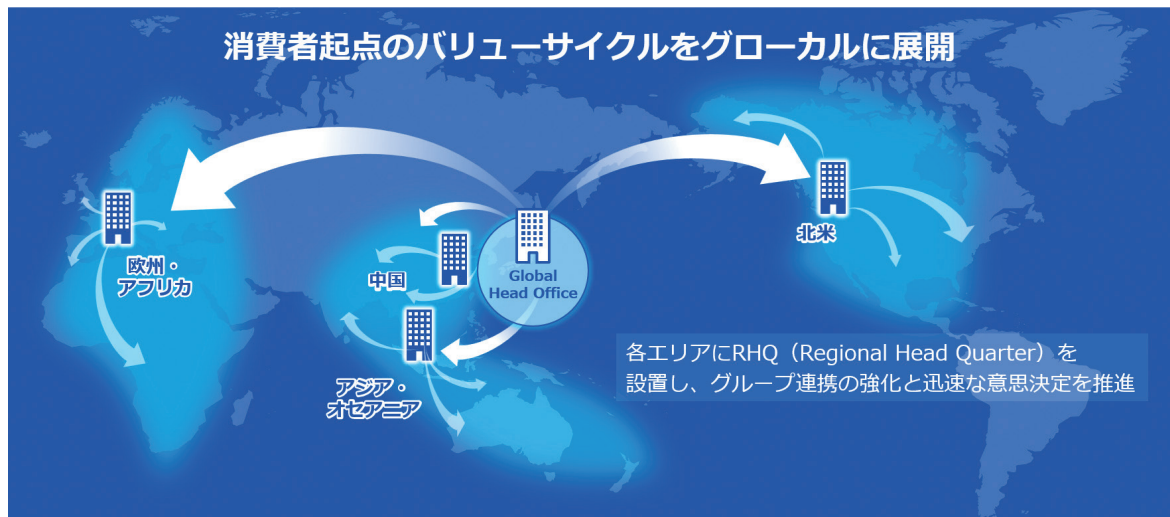
<10年後に向けた長期ビジョン>

10年後に向けた新長期ビジョン

当社グループの強みを、消費者起点の連携で持続的な価値創造を可能にする「バリューサイクル」で強化
その仕組みを各エリアのニーズに合わせて「グローバル」に展開
「サステナブルで健康的なタンパク質」を提案



グローバル戦略を推進



■ 「挑戦」と「共創」の文化へ

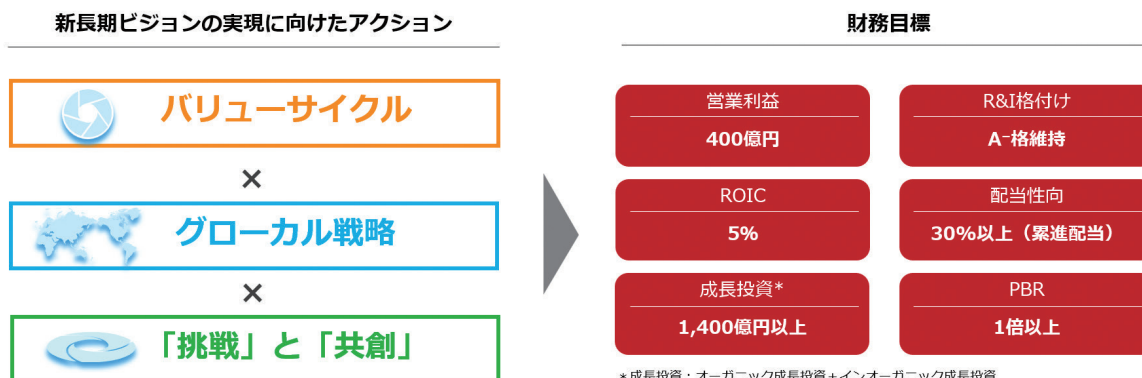
挑戦と共創のサイクルをカルチャー改革で繋ぎ、価値創造を実現



<中期経営計画「For the ocean, for life 2027」の概要>

■ 中期経営計画方針

バリューサイクル構築とグローバル戦略を推進し、安定的なキャッシュ創出、収益性・資本効率向上、積極的な成長投資の実施、適切な財務バランスを維持しつつ株主還元の充実により、企業価値の向上に取り組む



詳細につきましては、以下をご参照ください。

経営計画 URL：<https://www.umios.com/jp/corporate/ir/midterm>



活動事例

■ 統合報告書 (2025)

詳細につきましては、以下をご参照ください。

<https://www.umios.com/jp/corporate/sustainability/report/pdf/report2025.pdf>



- ・ イントロダクション (P.1)
- ・ マルハニチロ (Umios) の価値創造 (P.8)
- ・ 企業価値向上のために (P.16)
- ・ マルハニチロの事業戦略 (P.27)
- ・ サステナビリティと経営基盤 (P.33)
- ・ ガバナンス (P.57)
- ・ マルハニチロの概観 (P.71)

■ サステナビリティに関する取組み

詳細につきましては、以下をご参照ください。

<https://www.umios.com/jp/corporate/sustainability/>

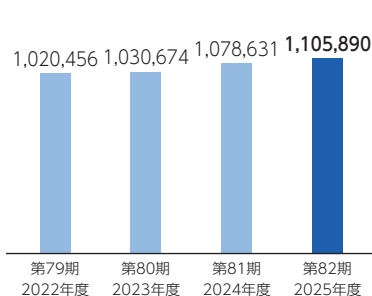


(5) 財産及び損益の状況の推移

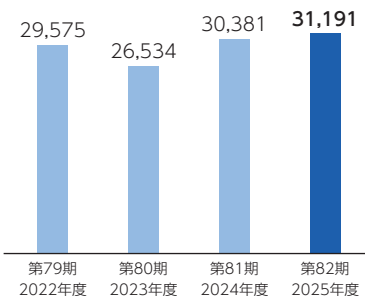
区 分	第79期 2022年度	第80期 2023年度	第81期 2024年度	第82期 (当連結会計年度) 2025年度
売上高 (百万円)	1,020,456	1,030,674	1,078,631	1,105,890
営業利益 (百万円)	29,575	26,534	30,381	31,191
経常利益 (百万円)	33,500	31,106	32,254	31,251
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	18,596	20,853	23,264	22,182
1株当たり 当期純利益 (円)	121.23	137.87	153.97	146.75
総資産 (百万円)	637,227	671,801	681,211	751,702
純資産 (百万円)	212,522	245,480	275,396	291,487
1株当たり 純資産 (円)	1,178.13	1,370.88	1,519.24	1,635.34

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第79期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

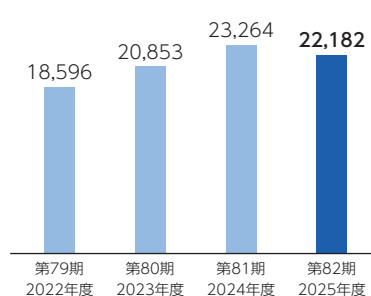
売上高 (単位：百万円)



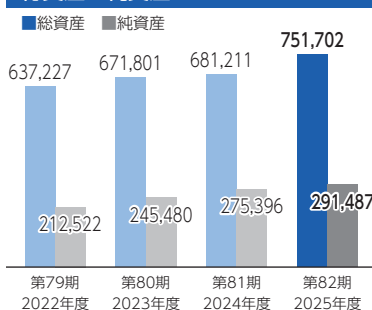
営業利益 (単位：百万円)



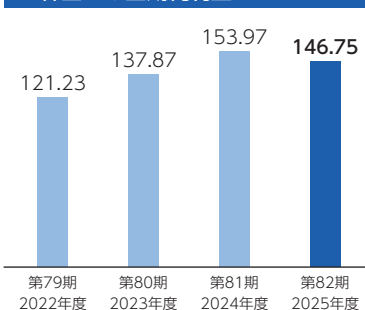
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



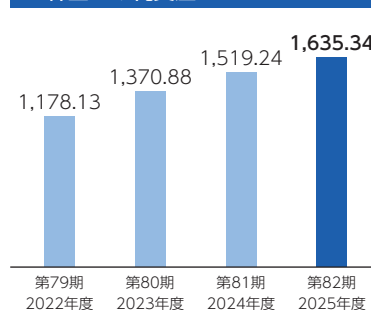
総資産 / 純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
■ 大 洋 エ ー ア ン ド エ フ 株 式 会 社	709	100.0	水産資源事業（漁業ユニット）
■ Austral Fisheries Pty Ltd.	千豪ドル 31,035	50.0	水産資源事業（漁業ユニット）
■ Maruha Capital Investment, Inc.	千米ドル 75,943	100.0	水産資源事業（北米ユニット）
■ Westward Seafoods, Inc.	千米ドル 30,740	※ 100.0	水産資源事業（北米ユニット）
■ Premier Pacific Seafoods, Inc.	千米ドル 1	※ 100.0	水産資源事業（北米ユニット）
■ 大 都 魚 類 株 式 会 社	2,628	100.0	食材流通事業（水産商事ユニット）
■ 神 港 魚 類 株 式 会 社	100	100.0	食材流通事業（水産商事ユニット）
■ 大 東 魚 類 株 式 会 社	100	91.0	食材流通事業（水産商事ユニット）
■ 株式会社マルハ九州魚市ホールディングス	97	100.0	食材流通事業（水産商事ユニット）
■ 九 州 中 央 魚 市 株 式 会 社	90	※ 83.6	食材流通事業（水産商事ユニット）
■ Maruha Nichiro Europe Holding B.V.	千ユーロ 100	100.0	食材流通事業（水産商事ユニット）
■ Seafood Connection Holding B.V.	千ユーロ 100	※ 100.0	食材流通事業（水産商事ユニット）
■ 株 式 会 社 ヤ ヨ イ サ ン フ ー ズ	727	100.0	食材流通事業（食材流通ユニット）
■ U m i o s オ ー シ ャ ン 株 式 会 社	50	100.0	食材流通事業（食材流通ユニット）
■ U m i o s H o k k a i d o 株 式 会 社	400	100.0	食材流通事業（農畜産ユニット）
■ ア イ シ ア 株 式 会 社	660	100.0	加工食品事業（加工食品ユニット）
■ U m i o s 北 日 本 株 式 会 社	50	100.0	加工食品事業（加工食品ユニット）
■ K F F o o d s L i m i t e d	百万バーツ 300	※ 99.9	加工食品事業（加工食品ユニット）
■ Kingfisher Holdings Limited	百万バーツ 119	※ 50.6	加工食品事業（加工食品ユニット）
■ Southeast Asian Packaging and Canning Limited	百万バーツ 90	※ 99.9	加工食品事業（加工食品ユニット）
■ U m i o s ロ ジ 株 式 会 社	430	100.0	その他

(注) 1. 会社名の左に記載している□マークは、事業別になっております。

(■水産資源事業、■食材流通事業、■加工食品事業、■その他)

2. ※印は間接保有の株式が含まれております。

3. 上記の重要な子会社の一部は、2026年3月1日付の当社の商号変更（「マルハニチロ株式会社」から「Umios株式会社」に変更）にあわせて、商号を以下のとおり変更しています。

変更前商号	変更後商号	商号変更日
株式会社マルハニチロオーシャン	Umiosオーシャン株式会社	2026年3月1日
株式会社マルハニチロ物流	Umiosロジ株式会社	2026年3月1日
株式会社マルハニチロ北日本	Umios北日本株式会社	2026年3月1日
マルハニチロ畜産株式会社	Umios Hokkaido株式会社	2026年3月1日
Maruha Nichiro Europe Holding B.V.	Umios Europe Holding B.V.	2026年4月1日
Seafood Connection Holding B.V.	Umios Food Group Europe B.V.	2026年4月1日

- ②事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社及びその子会社98社、関連会社53社により構成されており、事業は水産資源事業、食材流通事業、加工食品事業その他これらに附帯する事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所及び工場

会社名	本社所在地	主な営業所及び工場
当社	東京都港区	(営業所) 北海道支社（北海道）、東北支社（宮城県）、関東支社（東京都）、 中部支社（愛知県）、関西支社（大阪府）、中四国支社（広島県）、 九州支社（福岡県） (工場) 新石巻工場（宮城県）、白鷹工場（山形県）、大江工場（山形県）、 宇都宮工場（栃木県）、群馬工場（群馬県）、下関工場（山口県） (研究所) 中央研究所（茨城県）
大都魚類株式会社	東京都江東区	(営業所) 千住支社（東京都）、大田支社（東京都）、成田支社（千葉県）
株式会社ヤヨイサンフーズ	東京都港区	(営業所) 北海道支店（北海道）、東北支店（宮城県）、関信越支店（群馬県）、 静岡支店（静岡県）、中部支店（愛知県）、近畿支店（大阪府）、 中国支店（広島県）、九州支店（福岡県） (工場) 気仙沼工場（宮城県）、長岡工場（新潟県）、清水工場（静岡県）、九州工場（福岡県）
アイシア株式会社	東京都港区	(営業所) 北海道支店（北海道）、東北支店（宮城県）、東日本支店（東京都）、 中部支店（愛知県）、西日本支店（大阪府）、九州支店（福岡県）
大洋エーアンドエフ株式会社	東京都港区	
Umiosオーシャン株式会社	東京都中央区	(営業所) 焼津まぐろ部（静岡県）、吉田まぐろ部（静岡県）、物流部（静岡県） (工場) 札幌事業所（北海道）、仙台食品工場（宮城県）、 焼津食品工場（静岡県）、吉田食品工場（静岡県）
Umiosロジ株式会社	東京都中央区	(営業所) 関東支社（東京都）、中部支社（愛知県）、関西支社（大阪府）、九州支社（福岡県）
Umios北日本株式会社	北海道釧路市	(工場) 釧路工場（北海道）、富良野工場（北海道）、森工場（北海道）、 青森工場（青森県）
Umios Hokkaido株式会社	北海道 札幌市西区	(工場) 札幌工場（北海道）、名寄工場（北海道）、十勝工場（北海道）
大東魚類株式会社	愛知県 名古屋市熱田区	
神港魚類株式会社	兵庫県 神戸市兵庫区	(営業所) 東部支社（兵庫県）、明石支社（兵庫県）
株式会社マルハ九州魚市ホールディングス	福岡県 福岡市東区	
九州中央魚市株式会社	熊本県 熊本市西区	(営業所) 鹿児島市場（鹿児島県）

会社名	本社所在地	主な営業所及び工場
Maruha Capital Investment, Inc.	アメリカ ワシントン州	
Westward Seafoods, Inc.	アメリカ ワシントン州	(工場) ダッチハーバー工場 (アメリカ アラスカ州)、 ノーザンビクター工場 (アメリカ アラスカ州)、 ウナラスカ工場 (アメリカ アラスカ州)
Premier Pacific Seafoods, Inc.	アメリカ ワシントン州	
Austral Fisheries Pty Ltd.	オーストラリア 西オーストラリア州	
Maruha Nichiro Europe Holding B.V.	オランダ フレヴォラント州	
Seafood Connection Holding B.V.	オランダ フレヴォラント州	
KF Foods Limited	タイ サムットサコン県	(工場) ナディー工場 (タイ サムットサコン県)
Kingfisher Holdings Limited	タイ サムットサコン県	(工場) ソククラ工場 (タイ ソククラ県)
Southeast Asian Packaging and Canning Limited	タイ サムットサコン県	(工場) バンプー工場 (タイ サムットプラカーン県)、 ナディー工場 (タイ サムットサコン県)

(ご参考) Umiosのネットワーク

- ・ 本社関連主要拠点

<https://www.umios.com/jp/corporate/outline/data/office/>

- ・ グループ会社主要拠点

<https://www.umios.com/jp/corporate/outline/group/>



(9) 従業員の状況

①連結会社の状況

事業	従業員数 / [臨時従業員数] (名)	前期末比増減 (名)
■ 水産資源事業	1,755 [1,191]	△15 [6]
■ 食材流通事業	3,543 [2,822]	209 [△163]
■ 加工食品事業	5,613 [8,869]	△288 [211]
■ その他	854 [87]	46 [△16]
■ 全社（共通）	714 [120]	73 [5]
合計	12,479 [13,089]	25 [43]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。
 3. 当期より、一部の事業につき、報告セグメントの区分を変更しており、前期比較については前期の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較しております。

②当社の状況

従業員数 / [臨時従業員数] (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,738 [1,768]	49 [△35]	41.0	14.4

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

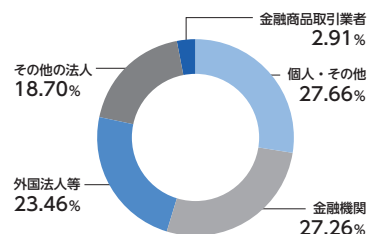
(10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	49,519
農林中央金庫	43,232
株式会社三菱UFJ銀行	37,793
三井住友信託銀行株式会社	12,521
株式会社山口銀行	12,233

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 350,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 151,607,868株
(自己株式128,643株を除く。)
- (3) 株主数 84,352名
(前期末比16,631名増)
- (4) 大株主

所有者別の株式保有比率



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	18,709	12.34
大東通商株式会社	14,795	9.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	9,510	6.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	4,324	2.85
農林中央金庫	2,796	1.84
OUGホールディングス株式会社	2,538	1.67
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,524	1.66
株式会社みずほ銀行	2,398	1.58
日本生命保険相互会社	2,218	1.46
J P MORGAN CHASE BANK 385781	1,832	1.21

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式 (128,643株) を控除して計算しております。
なお、自己株式には、株式給付信託 (BBT及びJ-E SOP) に係る信託口名義の株式 (420,428株) は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

		株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	4,700	1
	社外取締役	—	—
取締役 (監査等委員)		—	—
監査役		—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項 (4)取締役の報酬等」に記載しております。
2. 当社は、2025年6月25日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております (以下、当該移行を「本件移行」といいます。)
3. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は交付時点 (2025年8月25日) の株式数であります。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2026年1月1日付で普通株式1株を3株に株式分割いたしました。これにより、発行可能株式総数は231,043,000株、発行済株式の総数は101,157,674株増加しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	池 見 賢	
取締役 専務執行役員	安 田 大 助	海外戦略部門長、マーケティング部門長 マーケティング部、開発部、中央研究所、ロジスティクス部 担当
取締役 専務執行役員	小 梶 聡	加工食品セグメント長、生産部門長 生産企画部 担当
取締役 常務執行役員	廣 嶋 精 一	コーポレート部門長 人事部 担当
取 締 役	奥 田 かつ枝	
取 締 役	外ノ池 佳 子	弁護士
取 締 役	ブラッドリー エドミスター	米国ニューヨーク州弁護士
取 締 役	高 松 信 彦	
取 締 役 (常勤監査等委員)	大 野 泰 一	
取 締 役 (常勤監査等委員)	木 村 吉 男	
取 締 役 (常勤監査等委員)	山 嵯 睦	

(注) 1. 当事業年度中に辞任した者は以下のとおりであります。

辞任時の会社における地位	氏名	辞任時の担当及び重要な兼職の状況	辞任日
取締役常務執行役員	廣嶋 精一	コーポレート部門長 人事部 担当	2026年 3月31日

- 取締役奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、ブラッドリー エドミスター氏及び高松信彦氏並びに取締役（監査等委員）大野泰一氏及び木村吉男氏は、社外取締役であります。
- 各社外役員の各兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
- 当社は、取締役奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、ブラッドリー エドミスター氏及び高松信彦氏並びに取締役（監査等委員）大野泰一氏及び木村吉男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 監査・監督機能の実効性を高めるため、監査等の環境の整備及び社内の情報収集の充実を図り、内部統制システムの構築・運用状況を日常的に監視・検証するために、大野泰一氏、木村吉男氏及び山崎睦氏を、常勤の監査等委員として選定しております。
- 2026年4月1日をもって、会社における地位、担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	池見 賢	最高経営責任者（CEO） Umios推進部統括
代表取締役社長執行役員	安田 大助	最高執行責任者（COO） マーケティング部門長 マーケティング部、開発部 担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、ブラッドリー エドミスター氏及び高松信彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び海外子会社・国内連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

なお、当該保険契約では、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があり、また、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等】

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、以下のとおりです。

1) 基本方針

当社は経営陣・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について、短期業績に対する責任を明確にするとともに、中長期的な企業価値向上と持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能する報酬制度を導入しております。具体的には、経営陣・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬・短期業績連動報酬・中期業績連動型株式報酬により構成しております。ただし監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

2) 固定報酬の個人別の報酬等の額及び支給時期等の決定方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は月例での支給とし、各取締役の役位や役割・責務等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

3) 短期業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定方針

短期業績連動報酬は、財務活動も含めた総合的な収益力の向上が重要であるとの判断から、連結経常利益を指標としております。別途定める基準に従い、各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を翌年度にて月例での支給としております。

4) 中期業績連動型株式報酬の内容及び額の算定方法の決定方針

中期業績連動型株式報酬については、中長期的な企業価値向上と持続的成長を図るためのインセンティブの付与を目的として、株式給付信託の仕組みを採用し、別途定める株式給付規程に従って役位に応じたポイントを付与し、ポイントに応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任した時に当社株式を交付しております。

5) 固定報酬の額及び短期業績連動報酬の額並びに中期業績連動型株式報酬の額の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

固定報酬、短期業績連動報酬及び中期業績連動型株式報酬の割合が、概ね取締役専務以上は40%：30%：30%、その他の役員は50%：25%：25%となることを目安として役員報酬制度を設計しております。

6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として役員報酬制度及び水準並びに報酬額等につき審議を行い、取締役会に対して、その意見を答申することにより取締役会の意思決定を補佐しております。個人別の報酬額については、取締役会において指名・報酬委員会からの答申を尊重し、決定しております。

【監査等委員である取締役の報酬等】

監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において監査等委員である取締役の協議により決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等		
			金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	300	161	88	50	9
（うち社外取締役）	(55)	(55)	(-)	(-)	(4)
取締役（監査等委員）	56	56	-	-	3
（うち社外取締役）	(39)	(39)	(-)	(-)	(2)
監査役	24	24	-	-	5
（うち社外監査役）	(19)	(19)	(-)	(-)	(4)
合計	381	242	88	50	17
（うち社外役員）	(114)	(114)	(-)	(-)	(10)

(注) 1. 上表には、2025年6月25日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）及び監査役5名（うち社外監査役4名）を含んでおります。このうち、監査役3名（うち社外監査役2名）につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。

2. 支給人員につきましては、延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象者は14名（うち社外役員8名）であります。

3. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 当事業年度における業績連動報酬等のうち金銭報酬については、前事業年度の連結経常利益予算に対する達成度により決定しておりますが、2024年度における達成率は106%でした。なお、連結経常利益の推移は「1 企業集団の現況に関する事項 (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。
5. 当事業年度における業績連動報酬等のうち非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度において、当事業年度に付与された又は付与が見込まれた株式給付ポイント数に基づき、当期に費用計上すべき額を記載しております。
6. 本件移行前の2014年1月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額は月額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬額は月額10百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は13名（うち社外取締役は2名）、対象となる監査役の員数は5名（うち社外監査役は4名）です。
また、2025年6月25日開催の第81期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は月額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬額は月額12百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は4名）、対象となる監査等委員である取締役の員数は3名です。
7. 2022年6月28日開催の第78期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。なお、株式給付信託で対象者に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は50,000ポイント（うち取締役分として19,000ポイント）を上限とし、対象者に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されると決議されております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名です。
また、2025年6月25日開催の第81期定時株主総会において、前記の「株式給付信託（BBT）」を廃止し、新たに当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。なお、株式給付信託で対象者に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は150,000ポイント（うち取締役分として60,000ポイント）を上限とし、対象者に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されると決議されております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名です。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動内容

	取締役会 出席回数	監査等 委員会 監査役会 出席回数	指名・報酬 委員会 出席回数	主な活動状況
社外取締役 奥田 かつ枝	18回 ／18回	—	6回 ／6回	主に不動産鑑定業務を通じた豊富な経験と優れた見識、複数の企業で培われた会社経営の知見に基づき、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。
社外取締役 外ノ池 佳子	18回 ／18回	—	6回 ／6回	弁護士としての法令遵守の知見、豊富な経験と優れた見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。
社外取締役 ブラッドリー エドミスター	18回 ／18回	—	—	米国ニューヨーク州弁護士としての長年の活動によるクロスボーダーM&A分野における豊富な経験と優れた見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。
社外取締役 高松 信彦	18回 ／18回	—	6回 ／6回	グローバルな会社経営の知見、豊富な経験と優れた見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。
社外取締役 (監査等委員) 大野 泰一	14回 ／14回	12回 ／12回	4回 ／4回	金融機関における長年の経験による会社経営及び財務会計に関する豊富な経験と優れた見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、中立的・専門的見地から経営及び内部統制の状況を監査・監督し、適切に助言等を行うことで、実効性の高い監視機能の発揮に貢献しております。
社外取締役 (監査等委員) 木村 吉男	14回 ／14回	12回 ／12回	—	金融機関における長年の経験による会社経営及び財務会計に関する豊富な経験と優れた見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、中立的・専門的見地から経営及び内部統制の状況を監査・監督し、適切に助言等を行うことで、実効性の高い監視機能の発揮に貢献しております。
社外監査役 大野 泰一	4回 ／4回	3回 ／3回	—	金融機関における長年の経験と豊かな見識等、財務会計の知見を有し、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。
社外監査役 木村 吉男	4回 ／4回	3回 ／3回	—	金融機関における長年の経験と豊かな見識等、財務会計の知見を有し、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	179
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	310

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Austral Fisheries Pty Ltd.、Maruha Capital Investment, Inc.、Westward Seafoods, Inc.、Premier Pacific Seafoods, Inc.、Maruha Nichiro Europe Holding B.V.、Seafood Connection Holding B.V.、KF Foods Limited、Kingfisher Holdings Limited及びSoutheast Asian Packaging and Canning Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員状況、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務である社債発行に関する監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務及び国際財務報告基準(IFRS)に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査等委員の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、同議案を株主総会に提案いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

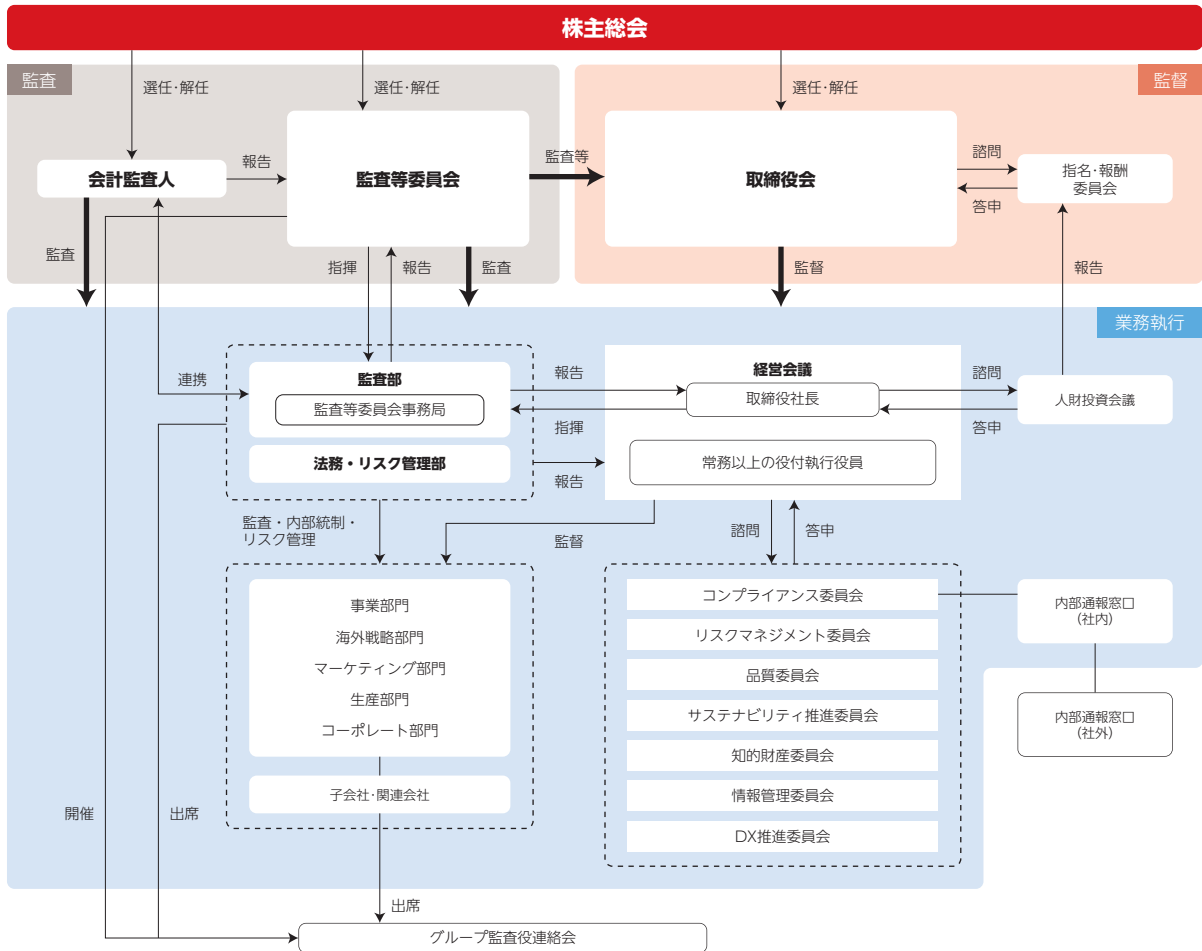
当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要施策と位置付けております。持続的な成長への取組みと、財務面での充実を図りつつ、経営環境を見極めながら安定配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。配当につきましては、取締役会決議による中間配当及び株主総会決議による期末配当の年2回を行うこととしております。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

また、現在進行中の中期経営計画「For the ocean, for life 2027」においては、上記基本方針のもと、配当性向30%以上を基本とし、累進配当を掲げております。自己株式の取得については、業績動向等を総合的に勘案し、当該方針と整合的な範囲で機動的に実施してまいります。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制について

当社グループは、さまざまなステークホルダーと公正で良好な関係を構築し、当社グループの持続的な成長と長期的な視野に立った企業価値の向上をめざします。そのため、意思決定の迅速化を図るとともに、チェック機能の強化を図ることで、経営の健全性、透明性、効率性を確保することを重要な課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組みます。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」としてまとめ、当社ホームページに公表しています。
(<https://www.umios.com/jp/corporate/ir/governance/>)



連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	457,468	流動負債	281,295
現金及び預金	54,141	支払手形及び買掛金	54,078
受取手形、売掛金及び 契約資産	143,722	短期借入金	137,386
棚卸資産	244,733	コマーシャル・ペーパー	29,000
その他	15,480	未払金	35,509
貸倒引当金	△609	未払法人税等	6,745
固定資産	294,234	賞与引当金	2,250
有形固定資産	171,932	役員賞与引当金	29
建物及び構築物	65,249	株主優待引当金	156
機械装置及び運搬具	45,049	本社移転費用引当金	485
土地	40,370	その他	15,654
建設仮勘定	13,952	固定負債	178,920
その他	7,310	社債	51,000
無形固定資産	33,280	長期借入金	89,494
のれん	7,622	特別修繕引当金	90
その他	25,658	役員賞与引当金	115
投資その他の資産	89,021	役員株式給付引当金	237
投資有価証券	48,505	従業員株式給付引当金	246
退職給付に係る資産	9,954	退職給付に係る負債	20,990
繰延税金資産	1,668	その他	16,746
その他	30,135	負債合計	460,215
貸倒引当金	△1,241	(純資産の部)	
資産合計	751,702	株主資本	203,564
		資本金	20,000
		資本剰余金	26,095
		利益剰余金	157,947
		自己株式	△478
		その他の包括利益累計額	43,672
		その他有価証券評価差額金	15,156
		繰延ヘッジ損益	1,031
		為替換算調整勘定	25,142
		退職給付に係る調整累計額	2,342
		非支配株主持分	44,250
		純資産合計	291,487
		負債・純資産合計	751,702

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,105,890
売上原価	951,909
売上総利益	153,981
販売費及び一般管理費	122,790
営業利益	31,191
営業外収益	
受取利息	589
受取配当金	1,246
為替差益	262
補助金収入	1,435
雑収入	1,892
合計	5,426
営業外費用	
支持分による投資損失	4,517
雑支出	168
合計	680
経常利益	31,251
特別利益	
固定資産売却益	3,586
投資有価証券売却益	7,717
その他	169
合計	11,473
特別損失	
固定資産処分損失	451
減損損失	214
本社移転費用	2,122
その他	436
合計	3,224
税金等調整前当期純利益	39,501
法人税、住民税及び事業税	12,278
法人税等調整額	△1,023
当期純利益	28,246
非支配株主に帰属する当期純利益	6,063
親会社株主に帰属する当期純利益	22,182

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	255,844	流動負債	164,120
現金及び預金	12,461	買掛金	20,701
受取手形及び売掛金	77,855	短期借入金	77,630
商品及び製品	93,138	コマーシャル・ペーパー	29,000
仕掛品	15,340	未払金	25,243
原材料及び貯蔵品	5,494	未払法人税等	2,052
短期貸付金	44,069	株主優待引当金	156
その他	7,485	本社移転費用引当金	485
固定資産	187,460	その他	8,851
有形固定資産	31,504	固定負債	139,213
建物	14,613	社債	51,000
機械及び装置	6,094	長期借入金	71,159
土地	8,144	繰延税金負債	1,572
その他	2,652	退職給付引当金	10,960
無形固定資産	2,512	役員株式給付引当金	237
投資その他の資産	153,443	従業員株式給付引当金	246
投資有価証券	29,219	その他	4,038
関係会社株式	84,837	負債合計	303,334
関係会社出資金	1,207	(純資産の部)	
長期貸付金	28,574	株主資本	126,554
前払年金費用	5,626	資本金	20,000
その他	4,018	資本剰余金	10,800
貸倒引当金	△38	資本準備金	5,000
資産合計	443,305	その他資本剰余金	5,800
		利益剰余金	96,230
		その他利益剰余金	96,230
		別途積立金	1,692
		繰越利益剰余金	94,538
		自己株式	△477
		評価・換算差額等	13,417
		その他有価証券評価差額金	12,392
		繰延ヘッジ損益	1,025
		純資産合計	139,971
		負債・純資産合計	443,305

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	528,253
売上原価	461,749
売上総利益	66,504
販売費及び一般管理費	62,917
営業利益	3,587
営業外収益	
受取利息	664
受取配当金	10,859
雑収入	486
営業外費用	
支払利息	2,044
為替差損	124
雑支出	315
経常利益	13,113
特別利益	
固定資産売却益	2,580
投資有価証券売却益	6,968
その他	14
特別損失	
固定資産処分損	109
関係会社株式評価損	456
本社移転費用	2,122
その他	215
税引前当期純利益	19,772
法人税、住民税及び事業税	4,215
法人税等調整額	△687
当期純利益	16,244

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

Umios株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御 厨 健太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿 部 與 直
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 本 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Umios株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Umios株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

Umios株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御 厨 健太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿 部 與 直
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 本 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Umios株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

当該事業年度のうち、2025年6月25日開催の定時株主総会終結時までは、監査役会の各監査役が監査を実施し、同総会終結の時をもって監査等委員会設置会社への移行に伴い、以降は監査等委員会として監査を実施いたしました。

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠して、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。さらに、子会社の業務及び財産の状況についても調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

Umios株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）大 野 泰 一

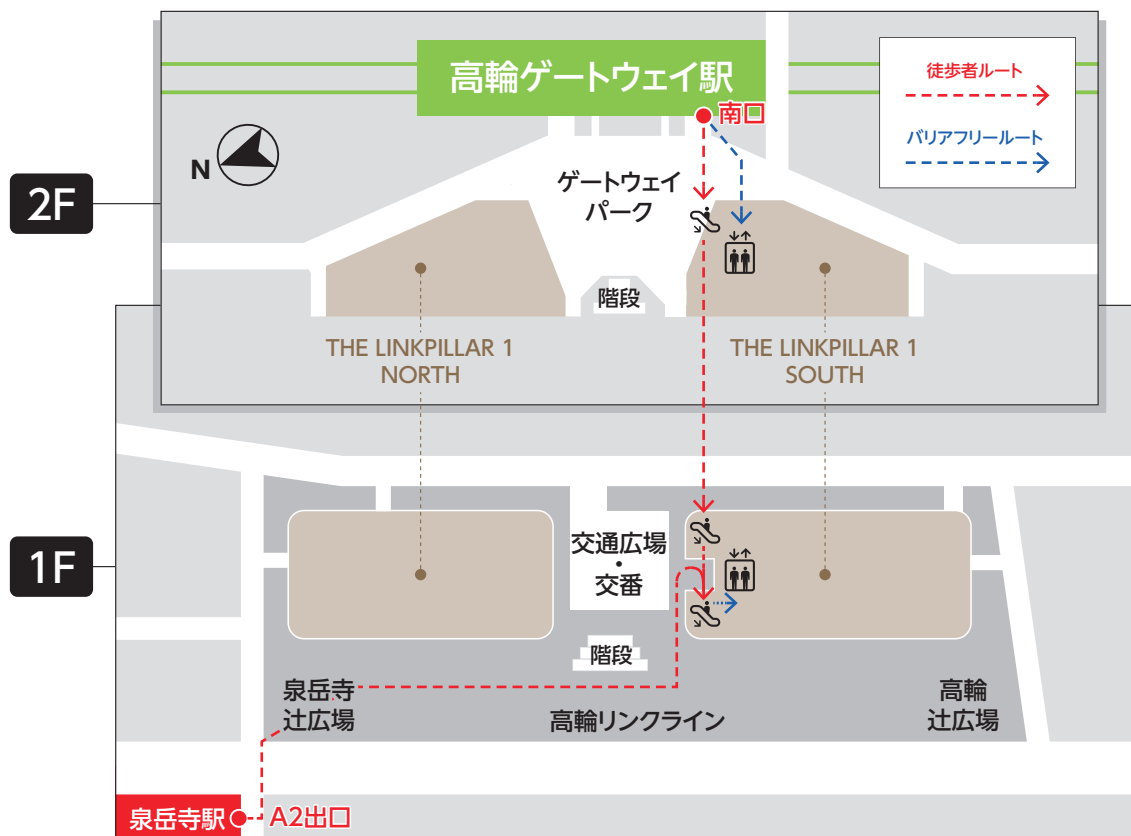
常勤監査等委員（社外取締役）木 村 吉 男

常勤監査等委員（取締役）山 嵯 睦

以上

会場ご案内略図

会場 東京都港区高輪二丁目21番2号 THE LINKPILLAR 1 SOUTH B2F
TAKANAWA GATEWAY コンベンションセンター
LINKPILLAR ホール



交通

- JR 高輪ゲートウェイ駅から徒歩3分
- 都営浅草・京急本線 泉岳寺駅から徒歩7分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。